

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年4月11日
<b>【事業年度】</b>	第19期(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)
<b>【会社名】</b>	株式会社パシフィックネット
<b>【英訳名】</b>	Pacific Net Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 上田 満弘
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区芝五丁目20番14号
<b>【電話番号】</b>	03-5730-1441(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部門担当 財務経理部長 菅谷 泰久
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都港区芝五丁目20番14号
<b>【電話番号】</b>	03-5730-1441(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理部門担当 財務経理部長 菅谷 泰久
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月30日に提出いたしました第19期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に記載洩れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、今後の成長と経営体質強化に必要な内部留保を確保するために、マザーズ市場上場後、現在まで配当は実施していません。しかしながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考え、当社を取り巻く事業環境を踏まえて経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら事業の成長に見合った利益還元を行なっていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の成長に向けた運転資金に充当する方針であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。」旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、今後の成長と経営体質強化に必要な内部留保を確保するために、マザーズ市場上場後、現在まで配当は実施していません。しかしながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考え、当社を取り巻く事業環境を踏まえて経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら事業の成長に見合った利益還元を行なっていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の成長に向けた運転資金に充当する方針であります。

なお、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

##### (10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

###### 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、毎年11月30日を基準日とし、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。